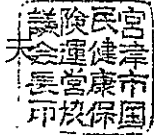


令和3年2月15日

宮津市長 城崎雅文 様

宮津市国民健康保険運営協議会

会長 細見 節



令和3年度宮津市国民健康保険税の税率について（答申）

令和3年2月10日付け宮税第145号で諮問のあった上記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 令和3年度宮津市国民健康保険税の税率について

令和3年度の宮津市の国民健康保険税については、京都府から提示された標準保険税率に基づき税率設定することが、本市国民健康保険の医療費水準等からみた被保険者の負担として適切であると認め、諮問どおり税率を改定することが適切であると考
えます。



宮 税 第 145 号
令和 3 年 2 月 10 日

宮津市国民健康保険運営協議会会長 様

宮津市長 城 崎 雅 文



令和 3 年度宮津市国民健康保険税の税率について(諮問)

令和 3 年度宮津市国民健康保険税の税率について、下記のとおりとしたいので、貴協議会の御意見をいただきたく諮問します。

記

令和 3 年度宮津市国民健康保険税の税率について

国保事業費納付金等の所要額に対応するため、京都府から提示見込みである標準保険税率に基づき、令和 3 年度の税率を別紙のとおり改定します。

参 考

平成 30 年度から開始した都道府県が財政運営責任などの中心的役割を担うとする国保制度の下では、京都府が府内全体の必要な医療費総額を見込み、市町村ごとの年齢構成、医療費水準、所得水準を考慮した「国保事業費納付金」とその納付に必要な「標準保険税率」を算定し、府内各市町村に提示することされています。

本市においては、2月12日の京都府国保運営協議会において、令和3年度「国保事業費納付金」及び「標準保険税率」が決定される見込みであることから、これらを参考に予算編成を行うとともに、令和3年度の税率を決定することとしたいと考えています。

令和3年度 宮津市国民健康保険税税率と課税限度額(案)

【医療分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得割額	$\frac{4.90}{100}$	$\frac{5.50}{100}$	$\frac{5.60}{100}$
資産割額	$\frac{25.00}{100}$	$\frac{30.40}{100}$	$\frac{28.40}{100}$
被保険者均等割額	20,600円	24,200円	24,000円
世帯別平等割額	14,600円	17,200円	17,100円
課税限度額	58万円	61万円	63万円

R2-R1	令和3年度(案)	備考	R3-R2
0.10	$\frac{4.90}{100}$	改定	↓ △ 0.70
△ 2.00	$\frac{25.60}{100}$	改定	↓ △ 2.80
△ 200円	21,100円	改定	↓ △ 2,900円
△ 100円	14,800円	改定	↓ △ 2,300円
2万円	63万円	据置	- 0万円

【支援分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得割額	$\frac{2.10}{100}$	$\frac{2.10}{100}$	$\frac{2.20}{100}$
資産割額	$\frac{10.40}{100}$	$\frac{11.40}{100}$	$\frac{11.00}{100}$
被保険者均等割額	8,600円	9,100円	9,300円
世帯別平等割額	6,100円	6,500円	6,600円
課税限度額	19万円	19万円	19万円

	令和3年度(案)	備考	
0.10	$\frac{2.30}{100}$	改定	↑ 0.10
△ 0.40	$\frac{11.40}{100}$	改定	↑ 0.40
200円	9,400円	改定	↑ 100円
100円	6,600円	据置	- 0円
0	19万円	据置	- 0万円

【介護分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得割額	$\frac{1.70}{100}$	$\frac{1.90}{100}$	$\frac{2.20}{100}$
資産割額	$\frac{12.40}{100}$	$\frac{14.60}{100}$	$\frac{13.90}{100}$
被保険者均等割額	8,900円	10,400円	11,100円
世帯別平等割額	4,600円	5,500円	5,600円
課税限度額	16万円	16万円	17万円

	令和3年度(案)	備考	
0.30	$\frac{2.00}{100}$	改定	↓ △ 0.20
△ 0.70	$\frac{15.80}{100}$	改定	↑ 1.90
700円	11,300円	改定	↑ 200円
100円	5,700円	改定	↑ 100円
1万円	17万円	据置	- 0万円

※参考【合計】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得割額	$\frac{8.70}{100}$	$\frac{9.50}{100}$	$\frac{10.00}{100}$
資産割額	$\frac{47.80}{100}$	$\frac{56.40}{100}$	$\frac{53.30}{100}$
被保険者均等割額	38,100円	43,700円	44,400円
世帯別平等割額	25,300円	29,200円	29,300円
課税限度額	93万円	96万円	99万円

	令和3年度(案)	備考	
0.50	$\frac{9.20}{100}$		↓ △ 0.80
△ 3.10	$\frac{52.80}{100}$		↓ △ 0.50
700円	41,800円		↓ △ 2,600円
100円	27,100円		↓ △ 2,200円
3万円	99万円		0万円

	〈決算〉	〈決算〉	〈当初予算〉
1世帯当たり平均調定額	120,750円	135,356円	137,081円
1人当たり平均調定額	75,634円	85,721円	87,779円

	〈当初予算(案)〉		
1,725円	120,513円	-12.1%	↓ △ 16,568円
2,058円	78,850円	-10.2%	↓ △ 8,929円